

## 玉名市自治基本条例（解説）

### 前文

我々のまち玉名市は、熊本県の北部に位置し、菊池川の恵みを受け、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有し、小岱山と金峰山系の山々、そして豊穰の有明海を臨む恵まれた自然の中に歴史と伝統文化の息づく田園都市として、また、多様な教育の場や文化を有する文教の地として発展してきた。

我々は、先人たちが築いてきた地域資源や素晴らしい風土を保ちながら、また、歴史や文化などの特色を生かしつつ、未来を担う子どもたちへ引き継ぐとともに、全ての市民が玉名に住むことを誇りとし、玉名に住んでよかったと思えるような、安心して生活できる安全なまちづくりを目指すことが求められている。

また、一人一人が積極的に地域のまちづくり活動に参画し、市民、市議会及び執行機関との相互協力により、自主的、自立的にまちづくりを進めていく必要がある。

我々は、人と人の触れ合いを大切にし、子どもから高齢者までの誰もが個性や自立性を尊重し、まちづくりの担い手となり、市民が主体となるまちづくりを進めるため、本市の自治の最も基本となる規範として、玉名市自治基本条例を制定する。

### 【解説】

前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

また、本市の条文形式の規定に従い「である調」で表現しています。

「我々」とは、玉名市の自治を構成している「市民」「市議会」「執行機関（行政）」の三者すべてを含めて表現しています。

第1段落は、玉名市の地勢や歴史、特性を述べています。

第2段落は、先人たちが築いてきた地域資源や素晴らしい風土を保ちながら、歴史や文化を活かしつつ未来を担う子どもたちに引き継ぐことが重要であることを述べています。また、すべての市民が「玉名に住んでよかった」と思えるような安心して生活できる、安全なまちづくりを目指すことが求められています。

第3段落は、自らの地域のことについて主体的に考え、市民、市議会、執行機関の三者が協働し、まちづくりを進めることの必要性を述べています。

第4段落は、上記の事柄を踏まえて制定する条例の目的や市民の決意を述べるもので、本市の自治の最も基本となる規範として制定することを宣言しています。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関の責務並びに参画及び協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

### 【解説】

目的規定は、この条例が何を目指しているか理解できるようにするとともに、条例に規定する

内容を明らかにするものです。

この条例では、玉名市における自治の考え方（基本理念）やその進め方（基本原則）を明らかにし、市民、市議会、執行機関の責務などを定め、市民が主体の自治の実現を図ることを規定したものです。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、本市の自治の基本的事項について、市が定める最も基本となる規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

### 【解説】

自治基本条例は、自治体の組織と運営の基本原則について定めたものであり、「自治体の憲法」と言われています。一般的に自治基本条例の位置付けとしては、「最高規範」として位置づけている自治体が多く、本市でも「最も基本となる規範」と位置付けています。

条例、規則等の制定改廃に当たっては、自治基本条例の趣旨を尊重しなければならないことを規定したものです。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動し、若しくは事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力することをいう。
- (5) まちづくり 自分たちの暮らす地域を住み良くしていくことを目的として様々な人々が協力し、及び連携して行う取組及び活動をいう。

### 【解説】

この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語である「市民」、「執行機関」、「参画」及び「協働」について定義したものです。

#### 第1号（市民）

自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含まれます。）。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。

#### 第2号（執行機関）

執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を指し、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての

意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。

### 第3号（参画）

男女共同参画など、「参画」という言葉がよく使用されるようになっていますが、「参加」と「参画」の違いは、「参加」とは、決まったことに形式的に加わることをいい、「参画」とは、企画立案の意思決定過程の段階から主体的に参加することをいいます。「参画」は、意思決定過程において、積極的に計画立案に入っていくということが自治基本条例の趣旨からも参画の姿であり、例えば、審議会等の委員となって発言するなど、市の政策形成及びその実施過程において市民が主体的に関わることをいいます。

### 第4号（協働）

多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況の中、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことによって、その課題を解決し、目的を実現することをいいます。

### 第5号（まちづくり）

自分たちが暮らしている地域を住み良く、よりよいものに創り上げていくために、様々な人々が協力・連携して行う取組や活動を指しています。

#### （自治の基本理念）

第4条 市民、市議会及び執行機関は、次に掲げる基本理念によって自治の確立を目指すものとする。

- (1) 市民一人一人の基本的な人権が守られ、互いに助け合いながら、安心して安全に暮らすことができる市政を行うこと。
- (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び自然環境を大切にし、地域の特性を伸ばしながら、次世代に引き継いでいくこと。
- (3) 市民の積極的な参画及び協働の下、適切な行財政運営及び議会活動を行うこと。
- (4) 自治体としての自立性を確保し、国及び県と対等な立場で連携していくこと。

#### 【解説】

前文、目的にのっとり、これからの新しい玉名市の自治の基本的な考え方を示すものです。

自治は、そこに暮らし活動するすべての人々のためのものです。今後、本市の自治は、市民一人一人の人権を尊重しながら安心して安全な暮らしが実感できること、先人が築いてきた地域の歴史や文化などを継承すること、市民の積極的な参画のもとに市民の意思を適切に反映した市政と議会活動が行われること、自主・自立の市政運営を国及び県と対等な立場で連携していくことを基本理念として規定したものです。

#### （自治の基本原則）

第5条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参画し、協働することを原則とする。

#### 【解説】

自治の基本原則として、まず、主体的な「参画」、そして「協働」を規定したものです。地方

自治の本旨に立つならば、参画は当然のことといえます。また、多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、市議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況にある中、NPOを始めとする様々な市民活動との協働が重要です。

## 第2章 市民の権利及び責務

### (市民の権利)

第6条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安心して安全に暮らすことができる権利を有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有するものとする。

3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有するものとする。

### 【解説】

本条では、市民自治を一層推進するために市民の権利を規定したものです。

第1項は、市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定したものです。

第2項は、まちづくりの主体は市民であることを明らかにし、まちづくりに参画する権利とまちづくりに関し提案する権利があることを規定したものです。これは権利であるため、当然参画を強制するものではなく、参画しないからといって不利益を被るものではありません。

第3項は、前項と同様に、市民自治の推進という観点から大変重要な権利です。情報の入手、情報の共有なくして、市民の参画もありえません。

### (市民の役割及び責務)

第7条 市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言及び行動に責任を持ち、次に掲げることを行うものとする。

(1) 市民一人一人の状況に応じて、その権利を行使し、まちづくりに参画すること。

(2) 市民一人一人が互いに権利を認め合い、意思を尊重し、共存共栄を目指し、協力すること。

(3) 次の世代及び玉名の自然環境に配慮し、豊かな地域社会づくり及びその継承を図ること。

### 【解説】

市政への参画に当たって自治の担い手であることを認識して、その発言と行動に責任を持つことを掲げています。また、法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として、規定したものです。

第1号は、市民一人一人が状況に応じて、その権利を行使し、まちづくりに参画することが求められていることを規定したものです。

第2号は、市民一人一人が互いに権利を認め合い、相手の意思を尊重し、協力し合うことが求められていることを規定したものです。

第3号は、先人たちが築いてきた地域資源や素晴らしい風土を次世代へと継承するよう努めていくことを規定したものです。

(子どもの権利)

第8条 次代を担う子どもは、年齢に応じて市政に関する情報を知る権利と、市政に参画する権利を有するものとする。

2 市議会及び執行機関は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参画の機会の確保に努めるものとする。

**【解説】**

まちづくりの原点は、人づくりです。特に少子高齢化が進展する中、次代を担う子どもたちが早い段階からまちづくりに参画していくことは重要であることから、その保障とそれを見守り育てていく環境づくりを規定したものです。

**第3章 市議会等の役割及び責務**

(市議会の役割及び責務)

第9条 市議会は、本市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めなければならない。

2 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進するとともに、市民に対して開かれた議会運営を行わなければならない。

**【解説】**

市議会は、住民の直接選挙で選ばれる議員をもって構成される機関であり、市議会は地方自治法第96条によって定められる議決機関として、条例の制定改廃、予算の決定などの自治体としての意思決定を行うとともに、決算の認定などの行政を監視する役割があります。

第2項は、市議会は、前文に規定されている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使するとともに、開かれた議会運営を行うことに努めることを規定したものです。

(市議会議員の役割及び責務)

第10条 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために公正及び公平で、かつ、誠実に職務を行わなければならない。

**【解説】**

幅広く市民の意思を代表する市議会議員の果たす役割はますます重要になっています。前条に定めた役割及び責務を市議会が果たすために、市議会議員は第4条で規定している自治の基本理念にのっとり公正、公平、かつ、誠実に職務を遂行することが求められています。

**第4章 執行機関の責務等**

(執行機関の責務)

第11条 執行機関は、誠実にその権限に属する事務を行うとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。

2 執行機関は、適切に市の職員を指揮監督するとともに、市の職員の能力の向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。

**【解説】**

執行機関が、どのように行政運営を進めるべきかを規定したものです。

第1項は、「市民福祉の増進」とは、地方自治法第1条の2の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」に基づくもので、社会福祉のみを表すものではなく、社会一般の利益を図ることを規定したものです。

第2項は、市職員は、市の執行機関の業務を行うための補助機関であり、第1項に掲げる執行機関の役割が果たせるようその職務を行うものであることを規定したものです。

(市長の責務)

第12条 市長は、市民の信託に応え、公正及び公平で、かつ、誠実に市政運営を行うとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

2 市長は、市政運営について、その状況、結果及び将来の構想について市民に説明するとともに、市民の意向を的確に把握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 市長は、市民が安心して安全に暮らせるよう、市民の権利を擁護し、その生命及び財産を守らなければならない。

4 市長は、市の職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。

**【解説】**

市長は、市民から選挙によって選ばれた市の代表という地位にあつて、市政を運営するために必要な予算や条例などを議案として市議会に提案し、市議会の決定を受けて市政を行っています。ここでは、市の代表者として、市民の信託に応えるために特に必要な責務について規定したものです。

第1項は、市長は、選挙によってその職を信託されたものであることから、その信託に応じて市政運営を行い、自治の主体である市民のために、自治を推進することを責務として規定したものです。

第2項は、市長は、市政の運営について説明するよう定めるとともに、市民の意向を的確に把握し市政の課題に対応するよう規定したものです。

第3項は、市長は、火災、地震などの災害や防犯等の観点から市民の権利を守り、市民の生命、財産を守ることを規定したものです。

第4項は、市職員の指揮監督については地方自治法第154条に規定されていますが、本項ではその趣旨を踏まえ規定したものです。また、市長は市職員の能力を適正に評価し、適正な配置

を行うとともに、人材育成を図ることにより、効率的で効果的な市政運営を行うことを規定したものです。

(市の職員の責務)

第13条 市の職員は、市民全体の奉仕者として、公正及び公平で、かつ、誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

**【解説】**

地方公務員法第35条に定められた職務専念義務と同様に規定したものです。

第1項は、市長の補助機関である市職員は、当然のこととしてこの条例を遵守し、市民のために職務を遂行することを規定したものです。

第2項は、市職員は、自らの知識や技能の向上に努めることを規定したものです。

## 第5章 市政の原則及び制度

(市政の基本原則)

第14条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、及び循環していくことが基本であることを認識し、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公平及び公正で透明性の高い開かれた市政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参画を推進しなければならない。

**【解説】**

市政の基本原則を規定したものです。

第1項は、これからの自治体は、地域経営体としてその経営能力が強く求められています。このような意味から執行機関は、PDCAサイクル※を基本にして、総合的かつ計画的な市政運営を行うことを規定したものです。

第2項は、公平及び公正で透明性の高い開かれた市政運営を行うことを規定したものです。

第3項は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に市民が参画する権利を規定したものです。

※Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

(総合的かつ計画的な市政)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な行政を推進するため、基本構想を市議会の議決を経て策定するとともに、その実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 市長は、総合計画について、市民への周知を図るとともに、その進行管理を適切に行うものとする。

## 【解説】

総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画であり、長期的展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すもので、自治基本条例に規定することで、自治体の政策展開の根幹たる地位の確立を図るものです。

第1項は、市長は、将来像、基本目標を定めた総合計画基本構想（10カ年）を市議会の議決を経て策定し、また、その実現のための総合計画基本計画（5カ年）及び総合計画実施計画（3カ年）を策定することを規定したものです。

第2項は、市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見の適切な反映に努めることを規定したものです。

第3項は、市長は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行うことを規定したものです。

### （行政評価）

第16条 執行機関は、効率的で、かつ、市民にとって効果的な市政運営を行うため、市民も参画する外部評価を取り入れた行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算の編成及び総合計画の進行管理に反映させるものとする。

2 執行機関は、行政評価を実施したときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

## 【解説】

行政評価とは、市民に対して行政活動の中身を説明し、その評価を基に行政活動全体を改善・改革するための手法です。また、外部評価制度を取り入れることで「市民にとっての効果は何か」

「当初期待したとおりの成果は上がっているのか」という視点から客観的に評価及び検証が可能となります。評価結果を翌年以降の事務改善・計画の見直しにつなげることとなります。

さらに、評価に対する情報を公開することによって、説明責任を果たし、開かれた行政運営を目指します。

### （財政運営及び公表）

第17条 執行機関は、財政の健全化の確保に努めるとともに、総合計画を着実に推進するため、効率的で、かつ、効果的な財政運営を行うものとする。

2 執行機関は、財政状況について市民に分かりやすい資料を作成し、公表するものとする。

## 【解説】

地方財政法第2条に「地方自治体は、その財政の健全な運営に努めること」と地方財政運営の基本が規定されていますが、健全な財政運営に努めることはもちろん、年度ごとに行財政運営の基本方針を定め、市民に対して説明責任と報告義務を有することについて執行機関の責務を規定したものです。

第1項は、健全な財政運営であるためには、収支均衡の保持（歳入と歳出の均衡が保たれていること。）と財政構造の弾力性の確保（歳入において自主財源の割合が高く、歳出において義務的経費の割合が低いこと。）が必要であることを規定したものです。

第2項の財政状況の公表については、市政運営にとって重要であることから、本条例においても、市民にわかりやすい資料を作成し公表することを規定したものです。

(審議会等)

第18条 執行機関は、その所管する審議会等の委員の選定に当たっては、市民が積極的に参加できるよう公募により行うよう努めるとともに、男女共同参画に配慮しなければならない。

#### 【解説】

政策決定に大きな役割を果たす附属機関（審議会や委員会など）への参画を条例で保障し、一般化するものです。

従来は、学識経験者や各種団体の長などから選任する場合は主でしたが、審議会等への参画は、市の政策決定や計画策定に大きな役割を果たすものであり、近年は、市民の参画を促進するため、公募という手段をとる場合が増えてきています。今後も公募による選任に努めるとともに、男女の共同参画に基づき、女性の登用についても配慮する必要があることとしています。

(行政手続)

第19条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 行政処分等に関する手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【解説】

行政運営の更生と透明化を図り、市民の権利利益の保護に資するための行政手続に関する規定で、行政手続条例を保障し、一般化するものです。

第1項は、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関するルールをあらかじめ市民に明らかにすることを規定しており、情報公開制度や個人情報保護制度と同様、行政の透明性を図る上で大切な考え方です。

第2項は、行政処分等に関する手続に関し、より詳細な規定は「玉名市行政手続条例」で定めていることとしています。

(市民の意見等への対応)

第20条 執行機関は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければならない。

#### 【解説】

執行機関は、市民からの意見提案について、迅速かつ誠実に対応するとともに、対応の経過や結果等の記録を行い、公開していくことを想定しています。

(パブリックコメント手続)

第21条 執行機関は、市民生活に直接かつ重大な影響を与える政策等の策定に当たっては、市民から当該政策等に係る意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を行

うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。

#### 【解説】

第1項は、重要な施策や計画策定に当たり、事前に市民の意見を聴くことで、参画の推進、政策形成における公正性・透明性の向上に資するためにパブリックコメントを実施するものです。

第2項は、聴取した意見等について取りまとめて公表することを規定したものです。

(危機管理)

第22条 市長は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保並びに危機管理の意識の向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者、関係機関等との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

#### 【解説】

近年、国内で発生するおそれのある危機は、地震や水害などの自然災害、大規模な火災、化学物質の漏洩などの事故、テロ災害、公共施設への不審者侵入事件、重篤な感染症・集団食中毒など多岐に及んでおり、従来型の防災対策だけでは不十分な状況となってきました。

そこで、市民の生命を預かる市長は、いつ起きるともわからない不測の事態に備え、市民、事業者、関係機関等との協力のもと、危機管理体制の確立に努める必要があります。

## 第6章 情報の共有

(情報共有の原則)

第23条 市民、市議会及び執行機関は、互いに情報を共有することを原則とする。

#### 【解説】

自治を推進するためには、市民、市議会、執行機関が容易に情報を共有することが不可欠です。また、情報の共有は参加や協働を行ううえでの前提条件でもあります。実際には、自治に関する

情報は執行機関が多くを保有しているため、執行機関からの情報発信がまず大事なことです。が、三者相互の情報発信、情報共有も求められています。

(情報公開)

第24条 執行機関は、政策形成等における情報を市民に分かりやすく公開するよう努めなければならない。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【解説】

市民の市政への参画が一段と進む中で、より開かれた市政の実現が求められることから自治基本条例に定義することにより、情報の公開を総合的に推進していこうとするものです。

第1項は、市民が自ら必要とする情報の公開を市に請求し、この請求に応じて執行機関が情報を公開するものですが、広報紙やホームページ、告示等の手段を使い、積極的に情報を提供する情報公表制度を含むものです。

第2項は、情報公開に関し、より詳細な規定は「玉名市情報公開条例」で定めていることとしています。

(個人情報保護)

第25条 執行機関は、個人の権利利益を保護するため、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障する等、個人の権利利益を保護するため適切な措置を講じなければならない。

~~2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。~~ ※ R5.4.1 改正にて削除

#### 【解説】

近年、情報通信技術の発展により電子化された情報を、ネットワークを介して大量かつ迅速に処理することが可能となり、個人情報の保護の必要性が急速に高まってきました。

第1項は、個人情報保護法に基づき、個人情報の適正な取り扱いの基本となる原則を確立するためにも、情報公開制度と同様に自治基本条例に定義し、自治体として総合的に推進していくことの必要性を規定したものです。

~~第2項は、個人情報保護に関し、より詳細な規定は「玉名市個人情報保護条例」で定めていることとしています。~~

## 第7章 市民参画

(参画の権利)

第26条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政及び地域のまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、まちづくりに当たっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

3 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画すること又は参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

#### 【解説】

市民の権利として直接規定する方法と行政の行為規範として規定することで参画の権利を事実上保障するため、規定したものです。

第1項は、市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有することを規定したものです。

第2項は、市民は、まちづくりにおける公共的活動に協力することで、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に努めることを規定したものです。

第3項は、市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことによって不利益な取り扱いを受けないことを規定したものです。

#### (参画の制度)

第27条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、市民の参画を推進するよう配慮しなければならない。

2 執行機関は、市民の参画の推進を実現するため、市民に等しく参画の機会を保障し、市民の多様な意見を反映することに努めるとともに、参画が困難な市民が参画することができるよう必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

3 執行機関は、市民の参画の機会を広げるため、多様な手法をとるよう努めるものとする。

#### 【解説】

市民参画、協働は、市民が自治の主体であるという基本理念を実現するための最も重要な項目であり、第6条の市民の権利に「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有し、まちづくりに関し提案する権利を有する。」と規定しています。ここでは、その権利を保障する執行機関の責務を規定したものです。

### 第8章 地域コミュニティ活動

第28条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、地域コミュニティの公益的な活動を支援するよう努めるものとする。

3 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

#### 【解説】

これまで自治会などの地縁型のコミュニティが、自治の推進のために果たしてきた役割は大きく、今後もまちづくりの中心的な担い手として重要性が増していくものと考えられます。

また、近年では、地縁だけにとらわれない、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらも自治の推進には欠かせない存在となっています。

第1項は、「地域コミュニティ」には、地縁型、テーマ型いずれのコミュニティも含まれますが、一般に使われる広い意味の「コミュニティ」ではなく、「地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団」にしぼったものを、この条例では「地域コミュニティ」と定義しています。また、市民は地域コミュニティが自治の担い手であることを認識し、これらの活動に積極的に参画・協力するなど、地域コミュニティを守り育てていくことに努めることが求

められます。

第2項は、自治の担い手である地域コミュニティは、自主・自立の考え方が基本であることから、執行機関が政策形成等を行うに当たっては、当然のこととして、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、公益的な活動については、活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援ができることを規定したものです。

第3項は、市議会も地域コミュニティの自主性や自立性を尊重することを規定したものです。

## 第9章 住民投票

第29条 市長は、市政の重要な事項について市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、住民投票を実施したときは、その結果を尊重しなければならない。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その事案ごとに、別に条例で定める。

3 市議会議員及び市長の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

### 【解説】

住民投票とは、住民が直接投票によって市政に関する重要な問題について意思表示することをいいます。

第1項は、市長が、市政に関わる重要事項について、広く市民の意見を把握するため、自らの判断に基づき住民投票を実施できることを規定したものです。また、住民投票の結果については法的な拘束力はないため、投票の結果を受けて市民、市議会及び市長等は、「尊重しなければならない」と定めています。

第2項は、住民投票の実施について必要な事項のうち、本条例に定めのない事項（投票資格者や、「市政に関わる重要事項」の判断基準、実施に関する具体的な手続きなど）については、別に条例で定めることを規定したものです。

第3項は、市長は、争点となった事案に関する施策の実施に当たっては、市長の政治的責任の範囲で住民投票の結果を「尊重する」形で事務執行を行うことを規定したものです。市議会は、市長から提案された施策について議決や同意をするに当たって、議決機関としての政治的責任の範囲で住民投票の結果を「尊重する」形で審議し、採決することになります。しかし、これについては、市議会における自由な論議についてまで拘束するものではありません。また、市民も、住民投票の結果を厳粛に受け止め、尊重することとしています。

## 第10章 国、県等との連携

第30条 市長は、共通する課題を解決するため、国、県及び関係する地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### 【解説】

一自治体では対応できない行政課題を、他自治体と連携しながら解決を図るということを規定したものです。

## 第11章 条例の見直し等

(自治基本条例推進委員会の設置等)

第31条 市長は、自治運営の状況を把握し、自治運営がこの条例の趣旨に適合するものかどうかを検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、玉名市自治基本条例推進委員会を設置する。

2 玉名市自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 【解説】

本市の自治運営の状況を把握し、検証するために玉名市自治基本条例推進委員会を設置することを規定したものです。

(条例の見直し)

第32条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢の変化等に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直すものとする。

### 【解説】

自治基本条例については、時代の変化に対応した新しい状況への適合が求められていることから、期間を定めて、必要に応じて見直しをすることを定めているのが一般的です。

見直しをする必要があるときは、審議会・パブリックコメント手続などの手段により、市民の意見を聴いて、改正などの措置を講じるよう規定したものです。